

JP ドメイン名登録管理業務移管契約第 14 条第 1 項から第 3 項に基づく政府当局への報告の件

JP ドメイン名登録管理業務移管契約第 14 条第 1 項から第 3 項に基づく政府当局への各報告につき、JP ドメイン名登録管理業務移管契約に関する覚書に規定される諸資料にて、以下の通りの内容で対応し、別紙 1 及び別紙 1 記載の提出資料の通り政府当局へ報告することとしたい。

1. JP ドメイン名登録管理業務移管契約第 14 条第 1 項(JP ドメイン名諮問委員会の答申、及びそれに対する乙の対応等) 諮問委員会に、政府当局が傍聴及び委員として出席している場合は、書面での報告は行わないことを政府当局と合意している。また JP ドメイン名登録管理業務移管契約に関する覚書にも特段の定めは無いため、本項に関する報告は省略する。
2. JP ドメイン名登録管理業務移管契約第 14 条第 2 項(財務及び経理等に関する報告)
JP ドメイン名登録管理業務移管契約に関する覚書第 3 条第 1 項に基づき、JPRS より 2024 年度の財務及び経理状況の報告書を受領した。受領した報告書の通り、JP ドメイン名登録管理業務移管契約第 14 条第 2 項に従って、政府当局への報告を行う。
3. JP ドメイン名登録管理業務移管契約第 14 条第 3 項(JPRS の責任事項履行に関する報告)
第 164 回理事会(2025 年 5 月 15 日開催)の第 4 号議案にて承認された実績評価について、JP ドメイン名の公共性維持の役割を共同で担う政府当局に対して共有の必要があることから、JPNIC としての評価結果の報告を行う。

JP ドメイン名登録管理業務移管契約

第 14 条 (JP ドメイン名の公共性の担保)

1. 乙は、JP ドメイン名諮問委員会の答申、及びそれに対する乙の対応等について、甲に対して随時報告を行う。甲は、速やかに政府当局に対してそれを報告する。
2. 乙は、財務及び経理等に関し、別途甲乙協議の上決定された事項について、甲に対して、少なくとも年 1 回報告を行う。甲は、速やかに政府当局に対してそれを報告する。
3. 甲及び政府当局は、いずれか一方からの求めに応じて、乙が前条に定める責任事項に違反しているかについて相互に協議を行い、違反があると判断した場合は、乙に改善を勧告する。
4. 前項の勧告が、前条に定める責任事項に関する重大な違反によるもので、乙が正当な理由なくして違反状態を是正しない場合には、甲及び政府当局は相互に協議の上、乙に対して本件業務の再移管の予告を書面によって通知する。
5. 乙が、前項の予告通知を受けてから合理的な期間内に正当な理由なく違反状態を是正しない場合、甲及び政府当局は相互に協議の上、本件業務の再移管を決定する。
6. 乙が破産若しくは支払不能の状態になった場合、又は前項により再移管が決まったときは、甲と政府当局は、相互に協議の上、速やかに新たな移管先を決定する。
7. 甲及び政府当局は、乙が契約を行うエスクロー・エージェントについての承認を行い、乙は、当該エスクロー・エージェントと契約を結ぶものとする。
8. エスクロー・エージェントは、前項により再移管先が決定された場合は、速やかにレジストリデータを移管先に移転する。

JP ドメイン名登録管理業務移管契約に関する覚書

第 3 条 (財務及び経理に関する報告)

1. 乙は、移管契約第 14 条第 2 項に規定する財務及び経理等に関する当年度分の報告として、計算書類(乙の定時株主総会で承認された貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表のことをいう。)を翌年 4 月に書面で甲に提出する。
2. 前項の定めにかかわらず、乙は、乙が裁判所により破産手続開始決定を受けた場合若しくは支払不能と判断された場合、又は、乙が破産手続開始の申し立てをした場合若しくは申し立てを受けた場合には、当該時点での財務状況について速やかに甲に通知する。

別紙 1

JP ドメイン名登録管理業務移管契約第 14 条第 2 項及び第 3 項に基づく報告について

一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター

日時： 2025 年 5 月 19 日(月) 15:00～16:00

場所： 総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課

内容： 1. JP ドメイン名登録管理業務移管契約に関する覚書に基づき、JPRS より書面で提出のあった、財務及び経理等の報告について、JP ドメイン名登録管理業務移管契約第 14 条第 2 項により報告する
2. JPNIC 第 164 回理事会にて承認された、JP ドメイン名登録管理業務移管契約第 13 条に基づく JPRS の責任事項に関する実績評価について、JP ドメイン名登録管理業務移管契約第 14 条第 3 項により報告する

提出 資料 1 JP ドメイン名登録管理業務移管契約に関する覚書第 3 条に基づく報告書(財務及び経理等)
資料:

参考資料 1-1 JPRS 第 25 回定時株主総会招集通知

参考資料 1-2 比較損益計算書および比較貸借対照表

資料 2 JP ドメイン名登録管理業務移管契約第 13 条に基づく JPRS の責任事項に関する実績評価の件

参考資料 2-1 実績評価依頼書

参考資料 2-2 実績評価依頼書 JP ドメイン名登録管理業務移管契約第 13 条で規定される
添付資料 1: JPRS の責任事項に関する実績評価基準

参考資料 2-3 実績評価依頼書 JP ドメイン名登録管理業務移管契約に関する覚書 第 2 条に基
添付資料 2: づく報告書

参考資料 2-4 実績評価依頼書 JP ドメイン名登録管理業務移管契約第 13 条で規定される
添付資料 3: JPRS の責任事項に関する実績評価基準に対する JPNIC による実績表明

参考資料 2-5 JP ドメイン名登録管理業務移管契約第 13 条で規定される JPRS の責任事項に関する実績評価報告

参考資料 3 JP ドメイン名レジストリレポート 2024

JP ドメイン名登録管理業務移管契約

第 14 条 (JP ドメイン名の公共性の担保)

1. 乙は、JP ドメイン名諮問委員会の答申、及びそれに対する乙の対応等について、甲に対して随時報告を行う。甲は、速やかに政府当局に対してそれを報告する。
2. 乙は、財務及び経理等に関し、別途甲乙協議の上決定された事項について、甲に対して、少なくとも年 1 回報告を行う。甲は、速やかに政府当局に対してそれを報告する。
3. 甲及び政府当局は、いずれか一方からの求めに応じて、乙が前条に定める責任事項に違反しているかについて相互に協議を行い、違反があると判断した場合は、乙に改善を勧告する。
4. 前項の勧告が、前条に定める責任事項に関する重大な違反によるもので、乙が正当な理由なくして違反状態を是正しない場合には、甲及び政府当局は相互に協議の上、乙に対して本件業務の再移管の予告を書面によって通知する。
5. 乙が、前項の予告通知を受けてから合理的な期間内に正当な理由なく違反状態を是正しない場合、甲及び政府当局は相互に協議の上、本件業務の再移管を決定する。
6. 乙が破産若しくは支払不能の状態になった場合、又は前項により再移管が決まったときは、甲と政府当局は、相互に協議の上、速やかに新たな移管先を決定する。
7. 甲及び政府当局は、乙が契約を行うエスクロー・エージェントについての承認を行い、乙は、当該エスクロー・エージェントと契約を結ぶものとする。
8. エスクロー・エージェントは、前項により再移管先が決定された場合は、速やかにレジストリデータを移管先に移転する。